



企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 ◆プライベートのひとこま ~初めての海釣り~
- P2 ◆法改正情報
- P3 ◆最新裁判例情報 ~いわゆる袴田事件再審無罪判決~
- P4 ◆研鑽会登壇レポート
- P5 ◆セミナー告知
- P6 ◆読書感想
◆スタッフ日記

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる**最高峰の地域密着型法律事務所**を目指してまいります。

プライベートのひとこま ~初めての海釣り~

北九州市立脇田海釣り桟橋にて、初めての海釣りにチャレンジして参りました。

釣り道具一式がレンタルできるということで、子供たちの「行きたい！」をすぐに叶えることができました。

当日は曇り空でしたが風が強く、釣りができるエリアに向かう道中で波しぶきが直撃しました…！一応、波の様子を見て「今なら行ける！」と思ったのですが、歩き出した瞬間に第二波がやってきたのです。釣りを始める前に、早速自然の驚異を体験することになりました。

お借りしたのはサビキ仕掛けで、餌を小さなカゴに詰めて海に沈めました。

開始から15分ほどで1匹目を釣り上げ、約2時間で10匹を釣ることができました。アジ 7匹、サバ1匹、あとは名前が分からない小魚。それでも初心者には非常に嬉しいものです。以前、ヤマメの釣り堀に行ったことはあったのですが、海釣りは初めてで、子どもたちも大興奮でした。長男は一人で釣竿を持ち、得意気な様子。二男は釣った魚を両手で掴むことが楽しかったようで、「早く針を外して置いて！」と主張していました。素手でしたが、鱗やヒレは痛くなかったのだろうかと思議です。(怪我はしていませんでした。)

帰宅して、命に感謝しながら美味しくいただきました。

何事も便利になってきた時代ですが、自然に触れて、本物に触れる体験は大切にしたいと考えています。



法改正情報

2024年10月1日から、株式会社の登記事項証明書等において、代表取締役等の住所の一部を非表示とする措置の申し出が認められるようになります。

みなさまは、住所の表示によるご不便をお感じになったことはありませんでしょうか。登記事項証明書は誰でも取得できるだけに、ご家族を守る意味でも注目したい法改正ですね。

対象者 * 代表取締役、代表執行役・代表清算人

表示の変化 * 市区町村以外の部分が記載されなくなる。

メリット * 登記事項証明書は誰でも取得できるので、プライバシーの保護ができる。
DMや訪問営業対策になる。

デメリット * 登記事項証明書の記載によって代表取締役の住所を証明できなくなる。
金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引に当たって必要な書類が増えたりする。

申出の方法 * 登記手続きの際に申出書と書類を提出
非表示措置を希望しない旨の申し出で、措置を終了できる

非表示措置が終了するケース →

- ①措置を希望しない旨の申出があったとき
- ②株式会社が本店所在地において実在すると認められないとき
- ③上場会社でなくなったとき(再度申出が必要)
- ④閉鎖された登記記録を復活すべき事由があると認められるとき

法務省民事局
令和6年8月

代表取締役等住所非表示措置について

原則	会社法の規定に基づき株式会社の代表取締役等は住所を登記しなければならない。 ⇒登記事項証明書等を取得することにより誰でも代表取締役等の住所を確認することができる。
問題の所在	インターネット・SNSの普及等を踏まえ、「住所」という個人情報の公開が、 住所を公開することへの抵抗感からの起業の躊躇、ストーリー等の被害、過度な営業行為等の誘発 などにつながることを懸念する声が、スタートアップを始めとした経済界から高まっている。

プライバシーの保護を図り、誰もが安心して起業できるよう見直しを行う必要性

商業登記規則等の改正により **代表取締役等住所非表示措置** を創設 (令和6年10月1日施行)

一定の要件の下、株式会社の代表取締役等の住所の行政区画以外の部分につき登記事項証明書等において非表示とする。

(従来の登記情報)	(非表示措置後の登記情報)
役員に関する事項 東京都千代田区一丁目1番1号 代表取締役 田中太郎	役員に関する事項 東京都千代田区 代表取締役 田中太郎

要件1 登記の申請と同時に申し出ること (※代表取締役等の住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請に限る。)

要件2 以下の書面を添付すること (※上場会社については必要な書面を簡略化)

【①株式会社の実在性を証する書面、②代表取締役等の住所等を証する書面、③株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面】

⇒ 代表取締役等の**プライバシーの保護**につながり、**起業の促進も期待**される。

住所を登記する趣旨*を踏まえ、実務上、必要時には住所を表示させることが可能

(* 会社の代表者を特定する情報、訴訟における管轄の決定、訴訟における訴状の送達先 等)

- 代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出は、いつでも可能とする。
- 株式会社の本店所在場所における実在性が失われた場合は、登記官が職権で代表取締役等住所非表示措置を終了させる。
- 官公署等から請求があった場合は、住所の情報を提供する。
- 利害関係人は、住所の記載された書面を閲覧することができる。

最新裁判例情報 ～いわゆる袴田事件再審無罪判決～

令和6年9月26日。ついに、袴田巖さんに無罪判決がくだされ、ほどなく検察官は控訴を断念して、無罪が確定しました。

この裁判は、第一審で判決を起案した裁判官が、袴田さんは無罪と確信しながら、合議制(3人の裁判官)のなかで多数決にやぶれて、自身の心証に反して有罪判決を書くことになりました。これを悔やんで担当の熊本裁判官は裁判官を辞することになります。

私がこの事件と裁判の詳細を知ったきっかけは、この熊本裁判官目線でのエピソードをつづった「BOX～袴田事件 命とは～」という映画を観たことにあります。この映画を最初に観たときは相当の衝撃を受けました。壮絶な取り調べが再現されているシーンは、目を覆いたくなるような内容です。しかし、弁護士として生きていく私にとって、この映画は、とても示唆深いものとなりました。そして、国家権力と闘い、1人の個人を護れるのは、最後は弁護人なんだと、今回の判決を受けて、改めて感じました。

憲法には103条の条文がありますが、そのなかで登場する私(わたくしじん)は「弁護人」だけです(憲法37条・弁護人選任権)。日本の理想がしたためられた最高法規に弁護人が登場するというのは、非常に意義深いものでして、刑事弁護に取り組む尊さをわれわれ弁護士に自覚させてくれます。

今回の裁判例を受け、改めて映画を見直してみました。すべての市民がいつなんどき、同じ立場に立たされないと限らない。そんなことを考えながら、すべて国民が視聴し、議論を闘わせるべき作品なのではないかなと、改めて感じました。

レンタル等ではあまり置いていないようなので、ご興味がおありの方はお貸しします。お気軽にお声がけくださいませ。



【袴田事件とは】

1966年(昭和41年)6月30日に静岡県清水市の民家で発生した、強盗殺人・放火事件。

現場の民家に住んでいた味噌製造会社の専務一家4人が殺害され、金品を奪われ、家に放火された。

同年8月18日、袴田さんが逮捕された。その翌日から、毎日複数回、最短で6時間5分、最長で16時間20分の取り調べが続く。

同年9月6日、袴田さんが自白し、9月9日に起訴。

同年11月15日に開かれた第一審の初公判で、袴田さんは起訴事実を全面否認し、無罪を主張。

1968年(昭和43年)9月11日、静岡地裁が死刑判決を宣告。ただし、自白調書45通については1通を除いて任意性を否定し、証拠として採用しなかった。

袴田さんは同日に、弁護人を通じて東京高等裁判所へ控訴。

1976年(昭和51年)5月18日、東京高等裁判所が袴田さんの控訴を棄却する判決を宣告。その後、最高裁へ上告したが、1980年(昭和55年)12月12日に死刑判決が確定。

翌1981年(昭和56年)4月20日、袴田さんの弁護団が静岡地裁に第一次再審請求を申し立て。日本弁護士連合会(以下、日弁連)も支援しており、この時の弁護団の中に日弁連の人権擁護委員会の会員も加入している。

2008年(平成20年)3月24日、最高裁判所への特別抗告を棄却する決定がなされ、第一次再審請求は棄却が確定。同年4月25日、袴田さんの姉が請求人となり、第二次再審請求を行う。

2014年(平成26年)3月27日静岡地裁が再審開始と、袴田さんの死刑及び拘置の執行停止を決定。同日午後には袴田さんは東京拘置所から釈放された。

この後、再審開始決定に対して静岡地検が抗告をして東京高裁で再審請求が棄却されたが、弁護団が最高裁へ特別抗告した結果、最高裁から高裁へ差し戻される。

2023年(令和5年)3月20日、再審開始が確定。

2024年(令和6年)9月26日、静岡地裁が袴田さんに無罪を言い渡し、10月9日に検察が上訴権を放棄したことで、再審無罪判決が確定。

なお、10月8日にはこれに先立ち検事総長が談話を発表。10月21日には静岡県警本部長が袴田巖さんに対し同氏自宅で謝罪した。

研鑽会登壇レポート

保険代理店有志の勉強会へ登壇させていただきました。

テーマは「戦略的人生設計～終活のすゝめ～」です。

終活に関するセミナーはこれまで何度も開催させていただきましたが、今回の研鑽会は特に人生設計について注目し、お話をいたしました。

人生設計と聞くと、ライフイベントが思い浮かぶ方が多いのでしょうか。入学、卒業、就職、結婚、出産、転職など…。たしかに、そういったライフイベントは人生設計において大切なことなのですが、人生設計は意外と身近なことから取り組めるのです。

たとえば、今日一日のプランニング。みなさまは、朝から今日をどのように過ごすか、決めておられますか？「10時から会議」「15時からお客様と面会」のような予定を埋めていくというよりも「今日は3名のお客様に電話をかける」「日中に水を1.5L以上飲む」などの目標を元に、どのような一日を送りたいのかを考えます。

今日一日だって、立派な人生の一部です。その積み重ねで何をやり遂げたいのか、誰を幸せにしたいのか、という人生設計についてお伝えしました。

偉人の名言や、訪れた場所の写真・動画も織り交ぜながら、あまり固くならないように工夫をしたところ、お聴きいただいた方から有難い感想を頂戴いたしました。西村のセミナーが初めてではない方からは、パワーアップしましたね！とコメントをいただきました。

法律知識の話だけではなく、このような人生に関するお話のご依頼も、喜んでお受けしております！ご興味のある方は、ぜひお声掛けください。



《聴講者の声》

「終活に対し強い関心を持ちました。終わりを考えることで、今を充実した生活が送れることを再確認できました。これは人生100年時代を生きるために必要なことだと思います。」(J.H様)

「50代に入ってから、ますますこれからの自分らしく生きるということを真剣に考えるようになりました。人生は「今」の連続、何を大切に、どう行動していくかを改めて考えるきっかけとなりました！ありがとうございます！」(J.T様)

「話の内容が素晴らしく有料でも聞きたい位の内容でした！」(K様)

「とてもわかりやすく、腹に落ちる話ばかりでした。西村さんの覚悟と想いがとても伝わりました。終活は今活(今を精一杯生きること)ですね。30代、40代の方にも聞いていただきたい内容でした。是非また聴きたいです。ありがとうございました！」

(H.I様)

「すごくハッとさせられる講話でした。時折動画等をはさむ等の工夫もすごく良かったと感じました。ありがとうございました。」(H.B様)

(原文ママ)



セミナー告知

来る令和6年11月23日に、イオンモール三光にて終活セミナーを開催いたします！

イオンモール三光における終活セミナーは、これまでも複数回開催しており、毎回大変ご好評を頂いております。今回のテーマは、「家族のために聞いておきたい 今をよりよく生きる！終活セミナー」です。これまでに開催した終活セミナーにおきまして、参加者様ご本人よりも、家族に終活をしてほしいというお声をいただいております。

みなさまのお声にお応えして、今回のテーマを設定しております。

入場無料で休日に開催しておりますので、ぜひ、社員様にもご案内ください。

また、今回から新しい試みとして、「終活お話会」を開催することといたしました。セミナーのように講師がメインでお話するというより、もっと気軽に参加者の方と終活に関するお話をする、というものです。

こちらは日時と開催場所が異なりますので、ご確認をお願いいたします。
(以前、場所を間違っておられた方がいまして、本当に申し訳のないことをしました。弊所でもリマインドをしっかりとやらねば！と気づきがあり、実践していきたいと思っております。)



家族のために聞いておきたい
今をよりよく生きる！
終活セミナー 入場無料

参加者 Ije3R06750H57hKqç
特典 6000円分
Néhāso!

日時 令和6年11月23日(土・祝)
セミナー: 10:45~12:15 (開催10:30)

会場 [イオンモール三光] 2階イオンホール
〒871-0111 大分県中津市三光佐知1032

参加について 【予約優先制】定員30名
※前日も大変ご好評頂いておりますので、ぜひ事前のご予約をおすすめいたします。

お申込み方法 電話受付 (豊前総合法律事務所)
☎0979-53-9106
(平日の9時から18時まで対応可能)

当日お伝えさせていただくこと

- 身に付けておきたい相続の教養
- 遺言を書いておけば本当に安心？今
- から書ける遺言の解説
- 想いを伝えたいならコレ！

お話をさせて頂く弁護士のご紹介

豊前総合法律事務所
代表弁護士
西村 幸太郎
福岡県弁護士会所属/登録番号48839

こちらは、豊前総合法律事務所所長・弁護士西村幸太郎です。弁護士は「社会生活上の疑問」ともいえます。少子高齢化の進展、相続財産の増大とともに、相続争いも増加の一途を辿っており、地域で活動する弁護士として、適切な助言を解決することが、私の責務と考えています。相続についてお悩みがあればお気軽にお声掛けいただけますと幸いです。

豊前総合法律事務所 ☎0979-53-9106
〒878-0028 福岡県豊前市青島15-14(4F) 1
個別にお悩みを解決! 「終活相続・遺言無料相談会」を開催 詳しくは当ページの裏側へ!



こんなお困りごとありませんか?
何を遺す? どうやって伝える? 誰に託す?

相続の専門家による
笑顔相続・遺言の無料相談会

5日間開催 2024年11月25日月~29日金
9:00~18:00
この5日間に「お電話いただいた方のみ」
※この5日間に「お電話いただいた方のみ」のご相談は、この5日間限定となります。
※この5日間に「お電話いただいた方のみ」のご相談は、この5日間限定となります。

お申込み方法 電話受付 (豊前総合法律事務所) ☎0979-53-9106 受付時間 9:00~18:00 (平日)

終活お話会 ~ 終活のこと・やわらかく話しましょう ~

場所: 豊前市総合福祉センター 参加費無料

日時: 令和6年12月11日(水) 14:30~16:30 内容: 参加者自己紹介、終活豆知識、お悩みなんでも相談会など
※お悩みなんでも相談会は個別ではありません。お話できる範囲で大丈夫です。

途中参加・途中退席 OK /

私は私服で参加します!
ぜひお気軽にお越しください。
代表弁護士 西村幸太郎

豊前市・吉諤町・上毛町・築上町・中津市・宇佐市のご相談に対応しています。

豊前総合法律事務所 Instagram
〒878-0028 福岡県豊前市青島19-14(スペース1)
http://https://souzoku.buzenlawoffice.jp/

豊前総合法律事務所
福岡県豊前市青島19-14(スペース1)
福岡県豊前市青島19-14(スペース1)

弁護士は弁護士法の範囲内で業務を行います。

読書感想

「娘からの宿題」長尾クニ子 (1988年、草思社)

愛する娘さんを失い、救急医療に関する訴訟を提起した長尾クニ子さんの著書です。法律事務所に勤める人間として、弁護士でなくとも読むべき本は多々あると思いますが、所長が特に薦めていたこちらの本を読ませていただきました。

正直なところ、私も長尾さんと同じように子を持つ親として、子供の死という内容は非常に心に重くのしかかり、ページをめくる手が重くなりました。

助かってほしい、こんなに早く旅立つはずがない、でも回復しているように見えない…そんな不安やもどかしさが、ありありと伝わってきました。

訴訟の場面では、膨大な資料を一つ一つ見ていく準備の大変さや尋問の緊迫した様子、そして何より、そんな大変な状況でも日々を生きていかなければならないことが印象深く記憶に残っています。

突然の事故により、長尾さんはこれまで知らなかった救急医療の現実直面することになりました。そこから声を上げた勇気は、本当に素晴らしいと思います。

弊所には、人生のターニングポイントとなる出来事に直面したお客様がお見えになります。真心でお客様に向きあい、我々にできる最善を尽くさなければいけないと強く感じた読書になりました。

(未来創造チーム:スタッフ 西村愛が執筆)



スタッフ日記

豊前・築上地区地域安全運動推進大会に参加して参りました！

地域のことを知る・地域を守ることは、地域密着型法律事務所である弊所には重要な事柄です。しかし、お恥ずかしながら、地域の安全運動については、ほぼ無知の状態でしたので、所長にお願いして参加させていただきました。

当日は、会場の吉富町フォーユー会館に多くの方が来られており、参加者のみなさまの熱意に圧倒されました。

豊前警察署長のお話によりますと、減少傾向だった福岡県の刑法犯認知件数が令和4年からまた増加傾向に転じているそうです。平和に、穏やかに暮らせている今が、決して当たり前ではないことを、新しい視点から気づかされました。

また、刑法犯認知件数の増加と対照的に、地域の見守り運動に携わる団体や人の数が減少しているとのこと。日本全体の動きである、少子高齢化や都市への人口集中も、影響があるのではと感じてしまいます。

株式会社まちづくり計画研究所の代表取締役である今泉重敏さんによる、「ながら防犯」に関する講演では、地域の住民による防犯運動の大切さを知ることができました。「しなければ！」よりも「こうしたら楽しいのでは？」という発想で、さまざまな工夫を紹介されており、私はもちろん他の参加者の皆様からも「おお！」という声が上がっていました。

これまでも、地域の見守り運動をされている方々をお見かけすることはありましたが、「ありがたいなあ」と思っていた程度でした。今後は、自分自身も地域を守る一員として、ながら防犯に取り組まなければと強く感じています。

(未来創造チーム:スタッフ 西村愛が執筆)



豊前総合法律事務所 企業法務サイト

発行元:豊前総合法律事務所
〒828-0028
福岡県豊前市青豊 19-14スペース I
TEL: 0979-53-9106
FAX: 0979-53-9107

